

都道府県知事
各 殿
市区町村長

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

人口動態調査事務システム標準仕様書【第 3.0 版】の策定について (周知)

人口動態調査の実施については、日頃より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

人口動態調査事務システム標準仕様書については、「人口動態調査事務システム標準仕様書【第 2.0 版】の策定について (周知)」(令和 7 年 1 月 31 日政統発 0131 第 1 号厚生労働省政策統括官 (統計・情報システム管理、労使関係担当) 通知) において策定を行ったところです。

今般、累次の人口動態調査事務システム標準化検討会、人口動態調査事務システム標準仕様書【第 3.0 版】案に係る意見照会等を経て、下記のとおり、人口動態調査事務システム標準仕様書【第 3.0 版】を策定しましたので、関係機関への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 人口動態調査事務システム標準仕様書【第 3.0 版】について

人口動態調査事務システム標準仕様書【第 3.0 版】は、以下のとおりです。

各地方公共団体におかれましては、引き続き、標準準拠システムへの移行に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

【別添 1】人口動態調査事務システム標準仕様書【第 3.0 版】

- (別紙 1) 業務フロー
- (別紙 2-1) 機能・帳票要件
- (別紙 2-2) 管理項目
- (別紙 3) 帳票詳細要件
- (別紙 4) 帳票レイアウト
- (別冊) 外部連携仕様書

【別添 2】人口動態調査事務システム標準仕様書【第 2.0 版】からの変更点

※なお、当該仕様書一式は、当省 HP にて公開しております。

(HP リンク) 標準仕様書 (人口動態調査) https://www.mhlw.go.jp/stf/jinkoudoutai_std.html

2. 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件等の策定・公表について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」といいます。）第7条第1項に規定する基準のうち、標準化法第5条第2項第3号イ（電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項）に関する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第4.1版】」及び標準化法第5条第2項第3号ニ（イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準）に関する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.5版】」については、別途、デジタル庁において策定されています。

3. 標準準拠システムへの移行に必要となる予算確保、システム調達等について

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定。以下「基本方針」といいます。）において、「基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。」とされています。

人口動態調査事務システムを利用する地方公共団体におかれましては、令和7年度（2025年度）末までの移行ができるよう、既に策定・公表されている「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第4.0版】」（令和6年9月9日総務省）と併せて各種仕様書等を御確認いただき、予算確保、システム調達等の準備について適切に御対応いただきますようお願いいたします。

4. 留意事項

基本方針において、各都道府県は、進捗管理等支援ツールを用いた国や管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、主体的かつ主導的な役割を果たすこととされています。地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組を進めるに当たっては、都道府県の部局が連携して、各市区町村の取組を丁寧に把握し、助言等いただくことが重要であると認識しておりますので、引き続き、御協力をお願いします。

なお、今後も制度改正等により、各種仕様書等に追加・変更すべき事項が生じた際は、その改定等が行われることとなりますので、御留意くださいますようお願いいたします。

（参考1）地方公共団体情報システム標準化基本方針（デジタル庁HP）

https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/

（参考2）国において策定しているその他の仕様書等

- ・地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第4.1版】
- ・地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（各論・人口動態）【第1.2版】
- ・地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.5版】

※詳細については、これらを策定しているデジタル庁へお問い合わせください。